

市政記者各位

令和3年12月10日
住宅都市局住宅計画課

「福岡市空家等対策計画」の策定について

少子高齢化の進展や核家族化の進行などの社会情勢の変化により、全国的に空き家は増加傾向にあります。

本市では、人口の増加に伴って住宅の需要も高いことから、空き家率は全国平均に比べ低い水準となっていますが、将来的には人口が減少に転じると予想され、今後さらに空き家の増加が懸念される一方で、空き家を地域コミュニティの場などとして利活用することへの社会的ニーズが高まっています。

こうした状況を踏まえ、これまでの福岡市空家等の適切な管理に関する条例に基づいた取組みに加え、空き家の発生予防や適正管理・利活用の促進などの幅広い観点から、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「福岡市空家等対策計画」を策定しました。

本計画及び策定に当たって募集した市民意見と市の考え方を併せて、下記施設等で閲覧・配布しますので、お知らせします。

1 閲覧・配布期間

令和3年12月15日（水）～令和4年1月31日（月）

2 閲覧・配布場所

住宅都市局住宅部住宅計画課（市役所3階）、情報公開室（市役所2階）、
情報プラザ（市役所1階）、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所

○配布資料：「福岡市空家等対策計画」

「福岡市空家等対策計画（案）」に対するパブリックコメントの
実施結果について

「福岡市空家等対策計画（案）」に提出された市民意見に対する
考え方について

3 福岡市ホームページ（令和3年12月15日（水）11時 公開）

URL: https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/shisei/1111_4.html

【問い合わせ先】

住宅都市局住宅部住宅計画課

担当：柿原、田北

電話 092-711-4548（内線 3311）